



組織概要について

● 社団沿革 ●

1995年 4月	(社) 日本臓器移植ネットワーク発足 関東甲信越、東海北陸ブロックセンター設置	2003年 4月	心肺同時移植希望者登録開始
1995年 5月	近畿、西日本ブロックセンター設置	2004年 3月	新規登録料、更新料、コーディネート経費の医療費控除適用
1995年 7月	東北・北海道ブロックセンター設置	2006年	肝腎同時移植希望者登録開始
1996年 5月	全国統一意思表示カードデザイン決定	2007年 3月	臓器提供意思登録システム稼働開始
1996年 6月	腎臓移植希望者のデータ整備完了	2009年	「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」成立・公布
1996年 7月	東北・北海道ブロックセンターが東北と北海道ブロックセンターに分割	2010年 1月17日	改正臓器移植法の一部が施行 親族への優先提供の意思表示が可能に
1996年10月	西日本ブロックセンターが中国四国と九州沖縄ブロックセンターに分割	2010年 7月17日	改正臓器移植法が全面的に施行 本人の意思が不明でも家族の承諾があれば提供可能に 意思表示カード内容・デザイン変更
1997年 4月	沖縄サブセンター設置	2010年 8月	改正臓器移植法施行後、初の家族承諾のみでの脳死下臓器提供
1997年10月16日	臓器移植法施行、日本臓器移植ネットワークに改組 心臓・肝臓移植希望者登録開始	2011年	肝小腸同時移植希望者登録開始
1998年 5月	肺移植希望者登録開始	2011年 4月	初の小児(15歳未満)の脳死下臓器提供
1999年 2月	法施行後初の脳死臓器提供	2011年 5月	改正法に基づいた初の親族への臓器の優先提供
1999年 3月	脾臓、脾腎同時移植希望者登録開始	2012年 6月	初の小児脳死判定基準を適用した6歳未満の脳死下臓器提供
2000年 1月	小腸移植希望者登録開始	2013年 4月	公益社団法人へ移行
2002年 4月	コーディネート経費の徴収を開始	2016年 7月	3支部体制を一元化
2002年 7月	7ブロックセンター、1サブセンターを3支部に統廃合	2017年10月	臓器移植法施行20周年記念事業

● 業務・財政に関する状況 ●

JOTの収益の内訳は、会費などの収益、登録料収益、移植を受けられた方から受領するコーディネート経費収益、寄付金収益、費用配分事業収益、国庫補助金収益、雑収益です。一方、経常費用の内訳は、事業費と管理費です。

2021年度 経常収益内訳



2021年度 経常費用内訳



● 関連施設 ●

JOTは、臓器提供施設、腎バンク・臓器バンクなどの各都道府県移植普及組織、移植に関する検査施設、移植施設、その他医療機関などと連携をとり、常に最良の移植が行われるように体制を整えています。

また、公益社団法人としての正会員数は411であり、内訳は、移植施設204施設（心臓11施設、肺11施設、肝臓23施設、脾臓21施設、小腸13施設、腎臓125施設）、透析施設24施設、移植検査施設47施設、行政47都道府県、バンク42バンク、団体10団体、個人37名です（2023年3月31日現在）。

